

第五十五回国会 衆議院 内閣委員会議録 第五号

昭和四十二年五月十一日(木曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

理事 荒松清十郎君

理事 内海 英男君

理事 塩谷 一夫君

理事 橋口 隆君

理事 稻村 隆一君

理事 武部 文君

理事 浜田 光人君

理事 米内山 義二郎君

理事 伊藤惣助丸君

理事 塚田 徹君

理事 藤尾 正行君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

理事 稻葉 修君

理事 佐藤 文生君

理事 高橋清一郎君

理事 藤波 孝生君

理事 木原 実君

理事 檜崎弥之助君

理事 山本弥之助君

理事 吉田 之久君

理事 鈴切 康雄君

出席國務大臣 外務大臣 三木 武夫君

國務大臣 二階堂 進君

國務大臣 松平 勇雄君

出席政府委員 行政管理庁行政管理局長 大國 彰君

行政管理庁行政監務局長 稻木 進君

科学技術庁長官官房長 小林 貞雄君

科学技術庁原子力局長 村田 浩君

外務政務次官 田中 榮一君

外務大臣官房長 齋藤 鎮男君

外務省条約局長 藤崎 萬里君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

五月十日

委員伊藤惣助丸君辞任につき、その補欠として渡部一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員渡部一郎君辞任につき、その補欠として伊藤惣助丸君が議長の指名で委員に選任された。

五月十日

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(橋本登美三郎君紹介)(第八八七号)

同外四件(桂木鉄夫君紹介)(第九一五号)

同外一件(田中龍夫君紹介)(第九六一号)

同外五件(永末英一君紹介)(第一〇二三号)

同外二件(佐々木義武君紹介)(第一〇五三三号)

同外一件(村山喜一君紹介)(第一〇六二二号)

旧海軍文官退職金復活支払い促進に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第九六二二号)

阿波丸撃沈に対する賠償請求権放棄に伴う代償措置に関する請願(愛知揆一君紹介)(第一〇六三三号)

委託統計費の全額交付に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇七一七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 行政機構並びにその運営に関する件

○關谷委員長 これより会議を開きます。

行政機構並びにその運営に関する件について、調査を進めます。

本件に關し、その基本方針について行政管理庁長官より説明を聴取いたします。松平行政管理庁長官。

○松平國務大臣 御説明を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私、昨年の十二月三日佐藤内閣改造にあたりまして、行政管理庁長官として行政機構の全般にわたる重責をになうことになりました。この間に、さらに一月の第二次佐藤内閣の成立にあたりまして、引き続きその職務を担当することになったものでございます。今日まで内閣委員会が開催されませんでした。ごあいさつを申し上げるのが遅引いたしましたのでございますが、本席を拝借して簡単にごあいさつを申し上げます。

従来から国民のための行政ということばが常に叫ばれてはおりますが、その実現には、なお残されてはいる多くの問題を根気よく解決していくべき必要があると存じます。私、まことに微力な者ではございますが、委員長をはじめ、委員各位の心懸命努力してまいります所存でございますので、どうぞよろしく願ひいたします。

昭和四十二年度要求にかかる各省庁の機構、定員及び特殊法人の審査につきまして、その概略を御説明申し上げます。

機構の新設につきましては、できるだけ振りかえりによつて措置することとしたのでありますが、新しい行政需要の動向に対応するに必要上、若干の部局の新設を認めることいたしました。

まず、外局である航空庁の新設要求に對しましては、これを認めないこととし、局の新設六、改組一の要求に對しましては、郵政省に電気通信監

理官、二人を廃止して電気通信監理局を、労働省に労災防止対策部及び労災補償部の二部を廃止して安全衛生局を認めることとし、部の新設八、改組四の要求に對しましては、厚生省の環境衛生局に参事官を廃止して公害部を、通商産業省の企業局に産業立地部を改組して立地公害部を、特許庁に審査第五部を、運輸省の航空局に飛行場部を、自治省の行政局に参事官を廃止して公務員部をそれぞれ認めることといたしました。

また、外務省に外務審議官一人を、大蔵省の国際金融局に財務調査官一人を廃止して次長一人を、食糧庁に参事官を廃止して次長一人を認めることとし、建設省の日本道路公団監理官一人及び高速道路に関する公団の監理官一人を廃止することといたしました。

審議会等につきましては、新設八の要求に對しまして、総理府に公害対策会議及び公害対策審議会を、水産庁に漁業共済保険審査会を認めることとし、その任務を終了したものを廃止することといたしました。

次に、定員の關係についてであります。これにつきましては、かねてから増員は厳に抑制することとし、また、定員配置の合理化、事務能率の向上等をはかるため、昭和三十九年九月四日の閣議決定により欠員補充の規制をしてきた次第であり、このような考え方のもとに昭和四十二年度の審査にあたりまして、きわめて厳格な態度で臨んだのであります。

昭和四十二年度における定員審査の基本方針は、四十二年度において緊急に増員の必要があると認められる場合に限り、また、その数は、原則として欠員不補充の措置で凍結された欠員数の範囲内で最小限度の増員を認めることとし、他は各省庁内における事務の整理、事務能率の向上、定員配置の合理化等、各省庁内部における努力に

よって解決するよう要請した次第であります。

その結果、増員のための各省庁設置法の改正案は、今国会におきましては、公正取引委員会二十九人、科学技術庁九十八人、外務省五十二人、文部省六千四百三十四人、厚生省四百六十四人、通商産業省八十三人、運輸省百二十七人、自治省十四人および防衛庁四千三百三十一人の増員をはかる法律案が提出されることとなっており、そのうち、昭和四十二年度審査にかかる増員は法律定員で九千四百四十六人であり、それ以外の省庁におきましては、定員配置の合理化、事務効率の向上等をはかり、増員による設置法の改正は行なわれないことといたしております。

また、以上に申し上げました法律定員のほか、五現業等の政令で措置いたすこととなつてゐるものが、三千百九人ありますことを申し添えます。

なお、欠員不補充の措置につきましては、昭和四十二年度におきましても、継続して実施いたしたいと存じます。

次に、特殊法人につきましては、その新設は極力抑制することといたしまして、新設二十一法人、廃止一法人の要求に対しまして、七法人を新設する一方、三法人を廃止することといたしました。この結果、特殊法人の総数は、四増加することになります。

諸施策の遂行上必要やむを得ないものとして新設を承認いたしましたのは、石油開発公団、京浜外貿埠頭公団、阪神外埠頭公団、動力炬、核燃料開発事業団、中小企業振興事業団、環境衛生金融公庫及び日本学術振興会の七つであります。一方、整理統合いたしますのは、原子燃料公社、日本中小企業指導センター及び石油資源開発株式会社、社の三法人であります。

次に、行政改革の推進についてであります。四十一年度におきましては、審議会等の整理、文部省調査局の廃止と文化局の新設、許認可事務の整理などを実現してまいりましたが、なお多くの問題が残されております。

これらにつきましては、臨時行政調査会の答申の趣旨に基づき、最小の経費で最大の行政効率をあげよう、行政組織運営の簡素化、能率化を今後さらに推進していく所存であります。

○關谷委員長 引き続き質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。藤尾正行君。

○藤尾委員 ただいま長官の御説明にありました一番末尾におきまして、今後の説明に、行政効率をあげ得るよう行政組織運営の簡素化、能率化を推進していくつもりであるということをお聞きしましたけれども、これは具体的にどういうことを意味しておるのですか、まずそれをお聞きしたい。

○松平國務大臣 臨調の答申では、部局の廃止統合、その他審議会の廃止統合あるいは許認可の簡素化等を行うたつてございますので、その方針に従つて逐次実行に移してまいりたいと思つております。

○藤尾委員 ただいまの御答申では、臨調の答申がそういうふうになつてゐるから、その答申の線に従うのだということでございますが、そうすると、大臣は、大臣自身の抱負として、おれはこれをやるんだという積極的なものではなくて、臨調の答申があるから、それを見てそれに沿うようにやつていきたい、こういう意味でございますか。

○松平國務大臣 行政の組織その他に関しまして、現在の段階においては不必要に感ずるものあるいは統合してもいいと感ずるものは、多々ございます。したがつて、行管といたしましては、多々これを整理いたしました。ほんとうに簡素化した効率のある行政機構にし、国民のための行政組織をつくりたいという考えを持っておりまして、それに關しまして、臨時行政調査会に調査を依頼いたしました。答申を得たわけでございますが、私どもはその答申を尊重して、さらにそれを基礎にいたしまして、行管独自として監察調査をいたしまして、行政の組織の簡素化、能率化をはかつて

まいりたい、かように思つております。

○藤尾委員 どうも話が非常に本末転倒してゐるんじゃないかという気が、私はするのです。いまの政治といふものは、これは政党政治であつて、あなたはその政党政治の代表として内閣におられて、その意思を持ってどしどしおやりになられる、なつていただきたいということ、党を代表して内閣に参画をなさうということ、管理庁という官庁の職務を行なつておられると私は思ふのですが、それと、さきに臨調というものが行政管理局の長官を通じて諮問をした、その答申が出ておるといふことがあるということの間に、おのずからそこに政治的判斷があつてしかるべきである、かように思ふのですが、その点はいかがでしようか。

○松平國務大臣 藤尾委員のおっしゃるとおりと思ひます。

○藤尾委員 ということになりまして、何も臨調の答申がこうだからあつたからといふことではないんで、それはどこまでも参考資料であつて、その参考資料といふものは参考資料として、あなたが腹の中に置かれて、おれはこうやるんだ、それが国家百年の大計のためにいいんだといふ一つの見識を持つてその仕事をおやりいただけるといふのが、私は当然だと思ひます。そうでございますか。

○松平國務大臣 たとえば、これはほんとうかうぞか知りません。しかしながら新聞紙上で拝見をしたところによりますと、あなたがかつて、この二、三カ月前の閣議で、各省の委員会、審議会等をとにかく各省一つずつにするんだといふようなことを提案せられたとせられたのかとどういふことが、新聞に出ておつたこととどういふことが、どういふ根拠に基づいて、どういふ御意思で発言をせられたのか。事実なのか、うそなのかといふことをまずお示しいただきたい。

○松平國務大臣 いま御指摘の新聞記事は、ある一社の新聞に出ておつたのでございますが、実は

私はその新聞を見てびっくりいたしましたわけでございます。あいつはあいつの発言をしたこともないし、あいつの考えを持ったこともないわけでございます。ただ、審議会といふものを整理、統合するといふことは考へておりましたが、専門家とか顧問のようなものを各省に一つずつ置くといふような構想は、考へたこともございせん。

○藤尾委員 いまの新聞記事が全然うそなんだといふことであれば、この問題は問題としてお話し申し上げてもしょうがないのでございませう。うそのことを言つてもしょうがないので、その問題はその問題としておくとしまして、それでは一つ伺ひますが、これは臨調の答申の中にもありますけれども、行政委員会、それから調査会、審議会といふようなものが、いろいろあるわけですね。そのほかに懇談会なんというものもある。そういうものが非常にたくさんあるといふことなんですけれども、これを今後どういふ方針で、どのように整理されるつもりなのかといふ方針だけでも伺ひたい。

○松平國務大臣 整理の方針に關しましては、ただいま行車の本部において検討されておりました。その方針がままりましたならば、それに従つてやる考へております。

○藤尾委員 それじゃ、大臣の決意といふものは、まだ固まつていないようであります。これに對する御質問もやめさしてもらいます。それじゃ、ちよつとそれに関連をして伺ひますけれども、一体責任政党内閣といふものをあなたはどういふふうな心がけておられますか。

○松平國務大臣 内閣を組織いたしました政党的政策を忠実に行政面に実行するのが、政党内閣の本来の姿であると思ひます。

○藤尾委員 政党内閣といふ方針でいくんだといふことをきかめたら、責任を持つてそれを推進するといふのが政党内閣であるといふ、いままでの御解釈だと思ひます。そうしますと、いままでの行政委員会、審議会、調査会等の設置のもとになつておる法令におきまして、その答申を尊重しなけ

ればならぬという趣旨の規定を、その設置の理由にあげておるものがたくさんございます。そういう尊重をするということ、いまの責任を持ってやるんだということの間に、どういう関連がありますか。

○松平内務大臣 審議会等、いわゆる諮問の委員会で、結局は意見を聴取するのであります。あくまでも行政の責任というものは、政府にあるわけでありまして、ですから、その審議会の答申そのままを行政面に移行するか、あるいはそれを尊重して、それと多少違ってもその方向でいくというふうな、そういう考え方で行政面に移行することができると思っています。あくまでも行政の責任というものは、その政府にある。したがって、答申をそのまま実行しなくても、それは責任を持って政府の考え方でありますから、それでよろしいと思えます。

○藤尾委員 なかなか力強い御答弁で、私は非常に頼もしいと思う。ぜひそうやっていただかなければならぬ。そこで、いまの審議会とか委員会とかいろいろの尊重するということはあっても、尊重するのと責任をとるということは違うんだということでありまして、これもあえてとやかく申しませんけれども、ともかく審議会とか委員会と整理統合するんだというのが、従来の方針だと思えます。こういつたことについて、どの辺まで一体これを整理統合していったら非常にあなたの御趣旨に合うのかという方針を立てておられますかどうか。

○松平内務大臣 ただいまその問題に關しまして、先ほどお話ししましたように、行政改革本部において、一応具体的な案を作成中でございます。それに従って検討いたしまして決定したいというふうな考えでおります。

○藤尾委員 なかなか質問したいことがたくさんあるのですけれども、予算出席要求のために後日に質疑を回していただきたいというあれでございます。それから、あまりこういうことについてとやかく申

上げてもしかたがありませんけれども、できれば、行政の責任をとるといのが行政官庁であるというならば、しかもその頭首である大臣というものが政党政治の全責任を持ってやるということであるならば、審議会とか委員会とかいうようなものを力にかりないでも、民意を反映するやり方というものは他にありません。たとえば、国会の審議会の過程で参考人と呼んで審議するか、あるいは政党が政策を審議する過程で民間の意見をいろいろ反映をさしていくとか、いろいろ私はあると思う。したがって、こういつたものが二百数十もあつたり、あるいは何十もあるというふうなことは、私は、責任政治の責任のあり方を回避するところが非常に多いものであつて、益するところがきわめて少ない、かように私は思っています。したがって、この点について一言だけ申し上げます。あなた御見解を伺いたい。

○松平内務大臣 審議会は益するものはないと藤尾さんおっしゃいますけれども、やはりそういつたほんとうのエキスパートなり学識経験者等の意見を聞いて、あるいは民間の一般の人の世論を代表する人たちの意見を聞いて、行政面にそれを反映したいというふうな考えもあるわけでございます。そういつた意味において、私は、審議会が全部必ずしもその必要のないものであるというふうには考えないわけでございます。

○藤尾委員 いま大臣は、学識経験者などというのはえらくえらいようなことを言われましたけれども、学識というのはい体何ですか。

○松平内務大臣 学識は、まあ学問と知識、読んだ字のとおりでございます。経験は、やはり経験を積んだ経験者ですか、それまでいろいろ経験を積んだということだろうと思つて、読んで字のとおりです。

○藤尾委員 委員会や審議会に行政の衝に当たるあなた方がその基準に置いて任命しておられる委員とかなんとかいふものが、はたしてそのことに学識があり、経験があるかどうかということ

は、はなはだ疑問です。たとえてみれば、私の友人ですからよくわかるのですが、この前の公務員制度調査会ですか、審議会ですかの委員長になつた前田君さんという方は、NHKの会長でなければ、たいした識もありませんわ。しかも、公務員というふうなことはやつたことではないから、これはたいした経験なんてありやしません。それが学識経験者であるとかなんとかいふようなもの判断の基準は、私は非常におかしいと思つておす。私は、大臣のほうからはるかに学識なり経験なりをお持ちだと思つたが、そういう非学識、非経験の人を学識経験者などと誤認をして、そうしてそういつた者の非常にわずかな間の割合による結論というふうなものを、どうしてもこれを尊重するということになりまして、これに従つていくというふうなことになるかと、これはまた行政の責任という問題との関連において、非常に私には疑問のある点が出てくるだらうと思つて、こういつた点をひとつお考え願ひたい。別にこれは答弁要りません。

それから、ついでですから簡単に言いますけれども、これは私はその真偽だけを伺えばよろしいのですけれども、これもこの間のある新聞の紙上によりますと、公団、公庫というふうなもの整理しなければならぬ。いまの時世にもう合わなくなつた公団、公庫というものがたくさん存在しておるといふこと、これは私は大体常識だらうと思つて、そういうものがたくさんある過程において、そういうものを別にたいした支障もなければ、なおその存続を許してもいいというふうなことを、あなたのほうのどなたがお言ひになつたか、言わぬか知りませんが、お言ひになつたというふうな記事が出ておりましたが、その真相はいかがでございますか。

○松平内務大臣 この問題に關しまして御理解をいたしたために、一応書類の出た経過をお話し申し上げたいと思つております。

○藤尾委員 非常にごたごたいろいろなお話がございますけれども、要は、それは下僚役人が

ふうにしたらいいかというので、行革本部でもって検討いたしました結果、たとえば今度問題になりました許認可の問題に關しましては、行政改革本部の中に推進班というものをつくりまして、そうして各班に分かれました。その実行の推進をはかると同時に、関係各省におきまして、それと別個に、その答申の実行に關しまして検討するかまえて進んだわけでございます。その推進班ができましたのは、臨調の答申がでましてから間もな

の三十九年十一月十八日でございます。その後、この検討の過程におきまして、推進班のほうから意見を付して出したのが先般新聞に出ておりました書類でございますが、本来ならば、いままで行管といたしましてやっております仕事から申しまして、こういつたものはメモで往復してお互いの意見を交換し、そうして結論を得るようになつておつたのでございますが、たまたまこれは行政改革本部に一応書類でもって提出しなければならぬというふうな関係から、その推進班の班長の名前で、推進班として考えた一応の素案を関係官庁の官房長のところに出した。その書類が御指摘の書類でございます。しかし、この書類は、班長のところにまとめられまして、さらに行革本部の事務を担当いたしております行政管理局長のところへ提出されたのでございますが、行政管理局長といたしましては、多少この意見に異論がございましたので、それを行革本部に結局は提出しないで今日までそのまま持つておつたというのが、現状でございます。したがって、その書類はいわば事務の遂行上の過程において出されたもののようなものでございます。しかし、書類はやはり形といたしましては公文書の形になつておりますけれども、内容、本質というものはそういう種類のものでございまして、行革本部の書類でもなければ、行政管理局の事務官あるいは局長あるいは長官の名で出た書類ではないのでございませぬ。御了承願ひます。

○藤尾委員 非常にごたごたいろいろなお話がございますけれども、要は、それは下僚役人が

かつてにつくったもので、まだそれが結論を得ていないものだという御趣旨だと思えます。しかしながら、下僚が作成してどこでとまったのか知りませんが、何であらうと、そういう考え方をあなただけのお持ちになるといふこと自体問題がある。非常に不謹慎きわまりない。そういうことありますから、きょうはあなただけから参議院の本案議に出られなければならないので、私はこれに追及しようとは思いませんけれども、なおこれで打ち切るには問題はあまりにも重大であると思えますので、一応私の質問は保留をいたしまして、委員長におかれてはよろしくお取り計らいをいただきますようお願いをいたします。

○閣谷委員長 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の申し出がありませんので、これを許しませう。大出俊君。

○大出委員 五月二日付の読売新聞に、例の原子力船の核燃料の補給用のサービスマットの建設をめぐりまして、横浜にきめたがごとき記事が載っているわけでありまして。この読売に載る前に、神奈川新聞その他には四、五回載っているわけでありまして、この辺の真相をとりあえず御説明いたしたいと思います。御聞きをいたします。

○二階堂國務大臣 いま大出さんがおっしゃいました新聞記事のごときですが、ここではつきり申し上げておきたいことは、科学技術庁が原子力商船のサービスマットを横浜地区にきめたというところは、全然ないのでございます。これは間違いでございます。

この問題は、御承知のとおり、ことしから原子力商船の建造にかかるとございまして、これができずと、どこか船をつける場所をどうして設けなければならぬ、これは明らかでございまして。このサービスマットをきめる問題は、御承知のとおり、いま原子力船開発事業団というのが

ございまして、ここが計画に基づいて船をつくるわけにございまして。したがって、この事業団が定係港と申しますか、船をつける港をきめて、そのきめるにつぎまして、原子炉を持つておる船でございまして、その安全性について、原子力委員会に専門部会がございまして、そこに諮問をして、そういうところで水深とか、あるいは船が入ってくる道とか、あるいは住民との距離とか、あるいは原子炉自体に関する安全性というものを審査いたしました。間違いがないということによって初めて科学技術庁が総理大臣に對しまして認可を申請する、こういうたてまえになっております。したがって、現在までのところ、埋め立て地はまだ運輸省のほうで許可になっていないといふような状況と承っております。これらのことについては、大出さんには従来から非常に御協力願っております。大出さんには聞いておりました。また地元のお一人でございますので、私も地元の方々の協力、理解を得なければならぬ。このことは当然でございます。そういうことからは、市長とか、市議会とか、商工会議所の方々、あるいは地元選出の皆さん方にも御了解願って、御協力いただかなければこれはきめられないわけにございまして。そういう手続を経た上で最終的に場所がきまる、こういうことになっておりますので、その手続の上から申しましても、まだそういう手続は全然踏まれておらない現在の時点におきましては、科学技術庁がきめたとかいうことは全然あり得ないこととございまして。こまかい手続につぎましては、局長もおりますが、そういう手続を経た上できめるということになっておるわけにございまして。

○大出委員 この問題は、だいが方々で大きな問題になっておるわけにございまして、事サービスマットになりまして、あとから御質問申し上げませうけれども、原子炉をめぐります核燃料その他の廃棄物を含めての運搬あるいは廃棄等々を含みますから、一つ間違つてそれはえらいことになる、こういう性格のものでございまして、原子力船の

建造についての議定等がありますけれども、しかし、住民一般にとつてみれば、相当大きな不安を感じる筋合いにございまして。しかも、ローカル紙にトップ記事で再三扱われているということになりますと、実は相当な関心と呼んではいる問題なんです。

そこで、科学技術庁の長官というお立場で談話の発表その他があつたようにございまして、けれども、しかし、これを議会あるいは委員会でも取り上げられたというのはいままで聞いておりませんが、そういう意味では、これは明確にしておいていただきますと、間違いが生じます。そこで、いま冒頭に、科学技術庁としては決定をしていないとおっしゃった。したがって、現在いろいろ取りだされたおるのは、あくまでも原子力船を建造する例の一つの構想程度のものであつて、きつたものではない、こうはつきり確認をしてい

○二階堂國務大臣 先ほど申し上げましたように、原子力船開発事業団は理事長が石川さんでございまして、先日新聞に出ましてから私のところにもいろいろ問い合わせがございまして、また新聞などにも出た関係もありまして、当然私のほうにいたしても話は明らかにしておかなければならぬ関係もございまして、そのために私の談話も発表いたしましたわけにございまして。石川さんにも来ていただきました。お話を承りましたところが、原子力船が着工になると、四年後には竣工するわけにございまして。ところが、このサービスマットには、岸壁とか、あるいはそれに対する設備をいたさなければならぬと、そういう仕事に三年くらいかかるわけにございまして。したがって、船ができるまではそのサービスマットをせひつくっておかなければならぬと、事業団としまして、全国に——全国と申しまして、これは商船ですから、おのずから入ってくるころがきまる。とにかく大きな船になる傾向もございまして、商船として入る場所は常識的にわかるわけにございまして。全然人家もない、町もない、

都会から遠く離れたところにそういう港をつくることはあり得ないと、私は考えております。そういう関係から、神戸とか横浜とかその他の地域、全国二十カ所くらいを昨年来ずと調査をしておられたようにございまして。その結果しぼられてきたのが、横浜地区が一番よからうというふうな結論になつて、目下石川さんのほうから飛鳥田市長さん、あるいは商工会議所とか、あるいは議会のほうにも先般いろいろ話はおられるようございまして。そういう程度の話は合はせてございまして、事業団とされましては、横浜地区をしばらく中の一つの有力な候補地として考えておられる、こういうふうな御了解願っていいのじやないかと考えております。

○大出委員 幾つか候補地を検討したが、原子力船開発事業団としては、その中で横浜が最もいいところだ、こういうことで折衝を始めています、こういうことですか。そうまとめて理解をしていいですか。

○二階堂國務大臣 私の承っております石川さんのお話では、大体そういうふうなものであつたようございまして。

○大出委員 それから順序が不同になりますけれども、ただいま長官から、商船であるから人家その他と離れたところではあるまいという話がありましたが、となりまして、これは使用目的をおのずから明らかにしていかなければならぬと申し上げたときには、海洋研究に使うというお話であつたはずであります。ところが、昨今の事情をいろいろ承つてみますと、どうも使われるほうの側が喜ばないということで、海洋研究ではなくて、特殊なものを運搬するというふうな、目的が変わつてきているように聞いています。特殊なものというふうになると、これは今度は逆に核燃料だとか云々ということになるのじやないかと私は思うのですが、そのらの使用目的をまず明確にしておいていただきます。

○二階堂國務大臣 いま大出さんがおっしゃいま

だ、原子力船の開発事業団は理事長が石川さんでございまして、先日新聞に出ましてから私のところにもいろいろ問い合わせがございまして、また新聞などにも出た関係もありまして、当然私のほうにいたしても話は明らかにしておかなければならぬ関係もございまして、そのために私の談話も発表いたしましたわけにございまして。石川さんにも来ていただきました。お話を承りましたところが、原子力船が着工になると、四年後には竣工するわけにございまして。ところが、このサービスマットには、岸壁とか、あるいはそれに対する設備をいたさなければならぬと、そういう仕事に三年くらいかかるわけにございまして。したがって、船ができるまではそのサービスマットをせひつくっておかなければならぬと、事業団としまして、全国に——全国と申しまして、これは商船ですから、おのずから入ってくるころがきまる。とにかく大きな船になる傾向もございまして、商船として入る場所は常識的にわかるわけにございまして。全然人家もない、町もない、

○大出委員 幾つか候補地を検討したが、原子力船開発事業団としては、その中で横浜が最もいいところだ、こういうことで折衝を始めています、こういうことですか。そうまとめて理解をしていいですか。

○二階堂國務大臣 私の承っております石川さんのお話では、大体そういうふうなものであつたようございまして。

○大出委員 それから順序が不同になりますけれども、ただいま長官から、商船であるから人家その他と離れたところではあるまいという話がありましたが、となりまして、これは使用目的をおのずから明らかにしていかなければならぬと申し上げたときには、海洋研究に使うというお話であつたはずであります。ところが、昨今の事情をいろいろ承つてみますと、どうも使われるほうの側が喜ばないということで、海洋研究ではなくて、特殊なものを運搬するというふうな、目的が変わつてきているように聞いています。特殊なものというふうになると、これは今度は逆に核燃料だとか云々ということになるのじやないかと私は思うのですが、そのらの使用目的をまず明確にしておいていただきます。

○二階堂國務大臣 いま大出さんがおっしゃいま

したとおり、最初の計画は、海洋観測船というよ
うな名前の船であったようでございます。したが
って、規模も小さかったわけですが、ところが、その
後いろいろ、諸外国がつくっている原子力船等の
現状等も調査、研究いたしました結果、やはり特殊
な目的を持った船に切りかえたほうがよろしかろ
う、こういうことで、計画内容も変わってきて、し
たがってまた建造の費用も大幅にふえてまいった
と思っております。そこで、この燃料でございま
すが、やはり天然ウラン等特殊なものを運ぶ、こ
ういう目的にしたほうがよからう、言うならば実
用船的なそういうものに切りかえたほうがよから
うということに、計画が変更になったように聞いて
おります。

○大出委員 それからもう一つ、この際明らかに
しておきたいのであります。先ほどお話のあつ
た、この候補地にあげられてはいる横濱の富岡先の
八区というところでありまして、この埋め立て計
画地域、予定地域は、二階堂さんのお話でござい
ましたように、私二年半ばかりかかりましてこの
委員会で前後四、五回質問をいたしました。が、そ
れは単に横濱に關する問題というのではなくて、
提供地域ではないのでございまして、したがって、
埋め立て地の入り口が富岡の基地である弾薬陸揚
げ場と隣接をいたしております、その陸揚げ場
を埋め立ててよつてふさがれるということから、埋
め立て地域に移しまして、その間に通路をつくる。
この通路が、提供地じゃございませぬ、管理責任
者は横浜市でございませぬ。ところが、ここに地位
協定等に基づいて提供地でないにもかかわらず、国
内法規を上回るような措置が講ぜらるるとなりま
すと、国として締結をするわけでございますから、
大きな先例になるというふうなこともございま
すし、広範な問題になってまいりますから、そうい
う意味で防衛庁、外務省、大蔵省との間で、かつま
た米軍との間で、私自身もいろいろ話してまいりま
して、ようやくまとめたといふいきさつが実はござ
います。そういう意味の協力でございまして、
これは原子力船の予定地候補になることについて

は全くノータッチですから、その点はまずもつて
明らかにしておいた方がいいのでございませぬ。
ところで、あそこに日本飛行機という会社もあ
りまして、その日本飛行機は、接岸する岸壁がな
いと会社として成り立たないのでありまして、こ
の会社の接岸地域が埋まってしまうと、それ
を一番つべんに出してくれ、こういう会社側
の強い要望があります。そうすると、その地域
は、いま原子力船開発事業団が予定している地域
にかち合います。そういうふうな問題も一面出て
くるわけでありまして、そういう点もございま
すから、そこで私はノータッチではありませんけ
れども、目的その他を明確にしておいていただきた
いということ、実は幾つかの質問をこれから申し
上げたいわけですが、

○大出委員 完成用途が四十六年というのです
が、これもそのとおり間違いがございませぬか。
○村田政府委員 そのとおりでございませぬ。
○大出委員 とここで、つくるところは、非公式
な話であります。私、話がちょっとございま
して、どうも筋が違ふので聞きたいわけでありま
す。石川島播磨でつくると、実はこういう話があり
ました。実は、石川島播磨が横濱の磯子の埋め立
て地域のあるところにあるわけでございます。この原
子力船開発事業団が予定したいと考えておられ
るのだというお話が非公式に私にございましたが、
いろいろ承つてみると、どうもそうではないらし
い。東京の豊洲でつくると、こういうことのようにあ
りますが、そこらのところ、御存じでございませぬか。

○村田政府委員 御案内のとおり、この原子力第
一船は、船体については石川島播磨重工業、ま
た、搭載いたします原子炉については、三菱原子
力工業が製作に当たることになつております。
しがたいていまして、船体そのものは、石川島播磨重
工業の、ただいまの予定では豊洲の工場をつくら
れることに予定されております。

○大出委員 そうしますと、まず船体は石川島播
磨の豊洲、それから原子炉のほうは三菱原子力工
業、こういう理解でよろしゅうございませぬか。
○村田政府委員 そのとおりでございませぬ。
○大出委員 そうすると、これは非公式な話を表
へ出して恐縮なんですけれども、私のところへお
話のあつた方からは、すぐ隣接地をつくるのだか
ら、こういう言い方だったので、そちらのほ
うに回航をするということが将来あり得ても、つ
くるところは隣接地域ではない、東京だといふこ
とになりますか。

○村田政府委員 少しその点を申し上げま
す。原子力船をつくります際には、船体はた
だいまの石川島播磨の豊洲工場をつくりまして、それ
から原子炉は三菱原子力工業が三菱傘下の三菱重
工業、三菱造船所等と協力して原子炉をつくつて
まいります。しかし、これがあつた時期になります
と、船に原子炉を積むわけでございます。その積
む作業をどこで行なうかということでございます
が、その積む作業を当初石川島播磨の根岸地区で
行なうというふうな話が、一時あつたことがござ
います。しかし、現在ではそうではございませ
んで、ただいま問題になつております横濱の埋め立
て地区における定係港、サービスサイトが可能に
なりましてならば、そこを使って原子炉を積む作
業を行なうようにしたいというのが、ただいま事
業団が考えておることでございます。

○大出委員 そこははっきりしていただきたいの
ですが、この船足が、特殊な船でありますから、
おおむね八メートルくらいある。してみると、水
深が八メートル以上ないと、港として使えない
ならない。そこで、コンクリートの厚い防護壁等

をつくるというようなこと等を含めまして、相当
な港が必要である。だから、そういう観点から見
ていくと、横濱の、先ほど長官がお話しになつて
おりました場所が最適な地である、こういうこと
になつてはいるように思ふわけでありまして、それ
にもし間違いがないとすれば、船体ができ上がる
とそこに回航をする。いまの船体と申しましたの
は石川島重工業ですが、一方三菱原子力工業のほう
で、これは場所はどこであるかわかりませぬ
ですが、御存じならばあわせてお知らせを賜りたいの
ですが、こつちのほうもでき上がる。そうする
と、これはまたたいへんな例のキャスクというも
のがあります。それだけでも五十トンか六十トン
だということでありまして、そうすると、組み
立ててから運ぶということにはまいらぬことにな
る。してみると、その原子炉が完成の過程を追つ
て一つずつ運び込まれて、その船体に取り付けら
れる、組み立て作業を行なわれる。これは、つま
り予定候補地であるところに船体を持ってきてお
いて組み立てる、こういう筋書きになるのかどう
か。

○村田政府委員 大体の考え方は、ただいま大出
先生お話しのとおりだろうと思ひます。原子炉自
体は、私も承知しますところでは、これはまだ
契約ができておりませんから、最終的なものでは
ございませぬが、原子炉の容器、これは厚い鋼鉄
でつくられるものですが、これは重工業のほうの
工場をつくられます。それから、これに入れます
燃料は、三菱原子力工業自体の工場、大宮に工場
がございませぬが、そちらのほうでつくられること
に相なると思ひます。そういたしまして、実際に
船としてまとめる際には、船体はほぼでき上
がつたものを予定します場所に戻航してきて、
つけて、そこで原子炉容器を入れ、その前にコ
ンテナをつくるわけでありまして、その中に原子
炉容器を入れ、調整をしましてから漸次燃料を入
れていく、そしてその前にタービンなども入れま
して機装を行なう、こういう手順に相なると思
ひます。

○大出委員 ところで、この原子炉のほう、燃料を入れるまでのところ、それから船のほう、これは工程が違ふだろうと思うのですが、さつき四十六年完成と言われたのでありますけれども、その手順としてはどういふふうに進めていきますか。

○村田政府委員 ただいまの予定では、四十六年の末に全体としてましまるといふ予定でございます。したがって、原子炉の掘りつけは、それより前に始まるわけでありまして、これはまだ現在一応の予定でございますから、最終的なものではございませんが、ただいま事業団のほうから報告を受けております現時点における予想では、四十四年の末ごろから原子炉等の機装に入る、こういうことを予定しております。

○大山委員 そうしますと、四十四年ごろ船体が大体でき上がって目的地に回送をする、片や原子力工業のほうで大官の研究等があるようですが、あちのほうでこちらえたものもでき上がって、一方また重工のほうでやっておる原子炉の燃料以外のもの等ができ上がって、運び込まれて組み立てられる。こういう手順ということになりますと、四十四年ということ、六年に完成ですから、ここに大体二年間ばかりという作業あるいは試験的な運転その他が行なわれる、こういうことですか、順序は。

○村田政府委員 原子炉部分の積み込みが始まって実際に完成するまで二年でございますが、その間には設備としての完成後の性能試験といいますが、機能試験的なことも一応含まれております。これが半年余り含まれております。

○大出委員 いまのところ手順はおおむねわかるわけですが、さてそこで問題になるのは、かつて原子力潜水艦が入つてくるときのいきさつで、村田さんもあのときからずっと続けてやっておられますが、愛知さんと私だいたい長時間安全性の問題で論議したことがあります。そういう意味で国際条約のためから海上における人命の安全に関する条約的なものもございまして、もう一つは国内の原子力基本法的なものの中

における原子炉安全専門審査会その他の関係もございまして、それらのほうは、聞くところによると、四月三日に安全審査を申請しておられるように聞いておりますけれども、こちら側のほうの取り扱いはどういふふうに進んでいるか。原子炉等規制法との関係その他少し要点をひとつ明らかにしていただきたい。

○村田政府委員 御指摘のとおり、原子力船開発事業団のほうから、原子力船そのものの設計につきまして安全審査を申請してきておりまして、四月から原子力委員会の安全専門審査会にかかまして審査を開始いたしております。まだその審査は作業の途中でございます。ただ、現在審査いたしておりますのは、船体、原子炉等船自体についてございまして、実際に安全審査を完了するためには、ただいま問題になっておりますサービサイトともいふものの場所における安全性の評価といふことも行なわれなければならないわけでございます。

○大出委員 そうしますと、この四月三日に審査の請求が出て、安全専門審査会といいますが、ここで今日審査をやっている過程だといふ点も、これは明らかにしていいわけですね。

○村田政府委員 サービサイトが、事業団が希望するがごとく、地元との御了解が得られまして定まりましたならば、事業団のほうからあらためてその点につきましての追加申請がなされる予定なのであります。その追加申請がなされましてから、安全専門審査会でサービサイトとの関連に

おける安全性の審査が始まるわけでございます。その安全審査の中には、ただいま大出先生御指摘のように、この場所において原子炉を積み込み、燃料を積み込み、性能試験をする、そういう過程における安全性についての評価並びに先々、消費燃料取りかえ、廃棄物処理をするというようなことも含めましての安全性の審査も行なうことに相なるわけでありまして。

○大出委員 ということになりまして、手続的にひとつ承りたいのですけれども、まず運輸省の建設許可が要るわけですね。それから、この船は特殊な船でございますから、船体、原子炉ともに安全専門審査会の議を経る、こういうふうになるのだらうと思ふのですが、そこから先、つまりその結果として文書が何かで原子力委員会に専門審査会からものが上がってまいりまして、今度は原子力委員会の取り扱いは、それをだれに一体答申するのでありますか。

○村田政府委員 船でございますから、運輸省のほうの許可が必要なわけでありまして、安全性に關しましては、運輸省のほうの安全審査と原子力委員会で行ないます安全審査とを、事務的には並行して行なうという形をとっております。したがって、原子力委員会のほうの安全審査が行なわれた後に、また別途安全審査を行なうということは、手続的にはございません。安全専門審査会のほうから結論が出されたときに、そのことは当然原子力委員会に答申されるわけでございます。

○大出委員 百八億かけて特殊なものを運ぶ、こういうことなんですが、これは、道楽というわけではないのですが、ずいぶんえらいことになると思うのですが、とにかくここでもう一つだけ技術的な問題を聞いておきたいのですが、原子炉設置の許可は、規制法二十三条だと思ひますけれども、それから規制法の二十八、九条の施設検査あるいは性能検査というふうなものがありますね。これら規制法に基づいて、両方にまたがるわけですね。つまりサービサイトのほうも含めてこの条文が生きています。これがポイントになりま

すね。大体その結論が出るのは、予定いたしました航させるにふさわしい人材あるいはその他の機能が備わつておるかどうかということ、それからまた、この事業団は特殊法人でございますから、特に問題はないと思ひますが、これを運航するにあつたての経営的な基盤があるかどうかというような点につきましても検討いたしましたして、その結果を総理大臣に答申をする、こういう手順になっております。

○大出委員 ここで確かめておきたいのですが、五十五億六千七百万というのは、サービサイトその他を含めていないのかと私は思ふわけでありまして。そうしますと、いまのような手続その他一切やっつけなければならぬ、そういう意味のサービサイトも必要であるということになりますと、金は一体総額どのくらいかかるので

○村田政府委員 御指摘のとおり、ただいまの五十五億六千七百万は、原子炉を含めまして船自体の価格でありまして、そのほかにただいまのサービサイト、これが、将来建設します施設等を含め、大体十七億数千程度かかると見込んでおります。それから、建造費の中には、中に入れます燃料の費用が入っておりませんから、燃料の費用がさらに四億五千万程度必要と見ております。そのほか乗員の訓練費その他一般管理費等を含めまして、総額で四十六年度までに約百八億かかるものと予定しております。

○大出委員 百八億かけて特殊なものを運ぶ、こういうことなんですが、これは、道楽というわけではないのですが、ずいぶんえらいことになると思うのですが、とにかくここでもう一つだけ技術的な問題を聞いておきたいのですが、原子炉設置の許可は、規制法二十三条だと思ひますけれども、それから規制法の二十八、九条の施設検査あるいは性能検査というふうなものがありますね。これら規制法に基づいて、両方にまたがるわけですね。つまりサービサイトのほうも含めてこの条文が生きています。これがポイントになりま

すね。大体その結論が出るのは、予定いたしました

すね。大体その結論が出るのは、予定いたしました

していつごろになりますか。

○村田政府委員 たいまの施設検査等は、工事に取らかりまして、工事の途中において随時行なわれるものでございますので、その結果、この工事の施行の工法の変更を命ずるといふようなことになりまして、全体のプログラムがそれだけ影響を受けるわけでございますが、工事施行方法の認可をいたしまして、その線に沿って、十分安全上問題のないように工事が進められておるかどうかという点を、施工検査でやっていくわけでございます。この点も、科学技術庁と運輸省とが共同して行なうこととございます。したがって、ただいま申し上げました四十六年中に完成というものは、そのようは施工検査が順調に進んだときという前提での予定でございます。

○大出委員 ところで、ここで長官に一つ承っておきたいのですが、先ほどの話からいけば、事業団のほうで幾つか場所を調べたけれども横浜が最適であるという結論を持っておられるように承るわけですが、その点について、科学技術庁として長官はどうお考えになっておりますか。

○二階堂國務大臣 このサーピサイトの問題につきましては、先ほどから局長がお答えいたしておられますとおり、安全性の問題が一番大事な問題でございます。それと関連いたしまして、地元住民の反対が非常に強いところを押し切つてつくれるものではございませんし、その地元の住民、市長なり市議会なり市民なりが納得して、よかろうということにならなければいけないわけでございます。そこでそういう話し合いとか、あるいは手続上のことにつきましては、これから事業団のほうでやりになる、こういうこととございますが、二十カ所もあつたことさうがした。私はどこにおさがしになったかということについては聞き漏らしてありますけれども、ここが一番よかろう、こういうことの御判断であるようにございます。このことについては、いま私が申し上げましたとおり、たとえば原子力発電所をつくる場合にも、地元の方々からいろいろな

苦情が出ておるところもありますし、またあるところは喜んで来てくれというところもあります。一県に二十カ所もつくっておるところもあるようでありまして、そういうこともございまして、そういうことを十分考慮されて、ここが一番適当なところであろう、こういうふうにおきめになったと思っておりますので、先ほどから申し上げますとおり、もし地元の方々の御納得を得て、手続上問題がないということになるならば、そこが一番いいのではないかと、いまは考えております。

○大出委員 これは横須賀の久里浜なんということも一応あつて、検討したという過程を私らと聞いておられますけれども、いま長官が言われたこと、まことに穏当なお答えだと思っておりますが、地元がいろいろ意味ではないのであります。これは核アレルギーという意味ではないのであります。いま世の中で、規制法その他ありますけれども、これは絶対に安全性を確保できるのだと科学的に断定し得るものではなくて、非常に船舶航行の激しいところですから、衝突なんかということもあり得るわけですね。ついでに新聞にも大きな事故が起こっておりますが、何が起るかかわからないわけでありまして、いかなる防護装置をこしらえてありまして、人間がやることとありますから、一つ間違えればえらいことになる、こういう不安は抜け切れないわけでありまして、そういう意味で地元が賛成しがたいということになった場合に、無理はなさらぬ、こういうふうな御答弁では聞かざるわけでありまして、そこで問題は、原子力船開発事業団としては、ということをおっしゃっておられる。つまり原子力船開発事業団がこれから地元を説得したり云々するのだ、こういうお話だった。科学技術庁長官という立場で直接おやりになるというふうなことは、お考えになつていないわけですか。あくまでこれは原子力船開発事業団がおやりになる、こういう理解でよろしゅうございませぬか。

○二階堂國務大臣 いま私のほうから、ぜひともここにきめてくれ、そのための協力をしてくれということを積極的にやる考えはございません。これは、先ほどから申し上げますとおり、事業団が主体になつていろいろ話し合いをするわけでございます。また、事業団のほうから、しかるべき当局とか、方々に協力方の要請がございませぬれば、これは当然私の方も協力いたしたいと考えております。

○大出委員 予算委員会からの通知がきておるようですが、実はこれから先がたい問題の多いところになるのであります。というのは、外務省の方がお見えになつておられませぬし、的確なところを開けないと思つておられますが、サパナ号が日本に寄港するということであつたのを、相互に多少行き違ひみたいな点があつてとりやめたという事にもなつておるわけですが、この問題をめぐりまして、いろいろ実は私も調べてみましたし、論議もしてみたいわけでありまして、サパナ号ができてからの、各外国の港に寄港している、かつまた、たいへん採算がとれないという事情、それから日本の側から多少サパナ号自体の安全性の確約的なことをおやりになつた事情、いろいろあるわけでありまして、それに対する私の考え方、これも実は申し上げておる時間がなくなつたわけでありまして、したがって、時間のこととございますので、ひとつ次のときにもう少し承りたい点もございまして、その点を御配慮いた

だく前提で、一つだけ、サパナ号が日本寄港をとりやめた、皆さんの側で考えておられる理由——外務省その他の方がおいでになりませぬかの理由について、ひとつ簡単に答えおきたいだけだと思つておられます。

○村田政府委員 先生御承知のとおり、サパナ号が一九六二年から動くようになりまして、今日までずっとヨーロッパ諸国、十二カ国を訪問航海しておるわけでありまして、いざれ極東方面にも来るだろう、こういう予想は前々からいたしておりまして、そのための規制法の改正等も一昨年行

なつたわけでありまして、もつとも、その規制法改正を行ないましたにあつては、先ほど御指摘ございました一九六〇年の海上人命安全条約が発効するという事態に備えての国内法の整備という立場で行なつたわけでありまして、その際に、海上人命安全条約に定められております原子力船の安全性の問題、これを法律の中に取り入れまして、そうして実際には同じように安全審査をいたすわけでございますが、その際に提出される資料等は、海上人命安全条約に定められた安全説明書というものの提出を求めらるることになっておられます。これにつきましては、実はサパナの運航者から相当以前に技術資料を送つてきておられます。で、私どもそういうものを、わが国の原子力第一船の建造計画もございまして、いろいろ利用して関係者は勉強してまいつたわけでございまして、先般、三月の十三日でございますが、このサパナ運航委託を受けておりますファースト社という会社から、わが国水域への立ち入り許可の申請が正式になされたわけですね。これはもちろん総理大臣あてになされたわけでございます。規制法の定めるところに従い原子力委員会に諮問され、原子力委員会では、直ちに原子力安全専門審査会に安全審査を依頼された。三月の十七日であつたと思つて、その後、原子力安全専門審査会で約一カ月の間に非常に熱心に、かつ慎重に、送られた技術資料を審査しまして、その結果、距離等については若干の条件を付しておりましたが、安全性については問題ない、こういう答申を原子力委員会になされたわけでありまして、そこで、先ほど申し上げましたように、原子力委員会ではその安全性について、原子力安全専門審査会の見解を一応再チェックいたしますが、あわせて運航者の技術的能力あるいは経済的能力というものを、並びに原子力商船の場合には、これは国際間を動くものでございまして、もう一つ原子力関係の特色でございます。この内容が、原子力損害がかりに起こ

りました際にも、それを措置するに足る国際約束であること、このことの確認を原子力委員会がされる、こういうことになっておるわけでございませう。そこで、この申請がありますと同時に、外務省を通じて、米国内閣、これは米国内閣でございませうが、これに必要な国際約束の折衝をしていただいたわけでありますが、その結果、だいたい経緯がございませうけれども、途中省略いたしますが、米国内閣としては、私どものほうで原子力委員会にも御相談しまして、こういった条項を盛り込んでほしいという国際約束の案に對しまして、いま直ちにそれを調印することは困難である。その理由は、米国内閣としては、その中に米国内閣の承認を得なくてはならぬことが入っているということ、直ちに調印することは不可能である。というところは、この国際約束というものは、いわゆる行政ベースでの協定という形では結ばないということが明らかになりました。他方、米国内閣がこれを入れては困るという条項は、わが国の原子力損害賠償法に定めますプリンシプルからしますと、わが国内閣としてはぜひ入れてほしいということ、ございましたので、協議は結局不調に終わりました。その結果、原子力委員会としまして、現在、日米間でこれならよろしいというところまできておるものでは足りないと見られないということに相なるわけでございまして、残念ながら安全性の点では一応よろしいということであつたわけでございませうが、損害賠償措置のほうで条件が相整わなかつた、こういうような次第でございます。

○大出委員 時間の関係でやめますが、長官、事が事だけに、またバイオエナジックのことについては、とかくいろいろ問題が起るわけでありますから、したがって、先ほどお答えをいただきましたように、地元が賛成しかねるという場合に、どうしてもあそこがいろいろだかという御無理は、私はなさらぬでいたしたいと思います。御無理は、私からどう努力を原子力船開発事業団が行なうかという点等はわかりませぬ

が、かつまた、冒頭に申し上げましたように、あの地域というのは、埠頭その他をつくる予定地域でございまして、埋め立てがうんとおくれましたから、たいへん急いで待っている方々が非常に多い地域でございませうから、そういう点等も別な大きな理由としてありますので、その点は、ひとつ十分御配慮の上でお進めいただきたいと思うわけであります。

時間の関係で、以上で終わります。
○關谷委員長 この際、午後一時まで休憩いたします。

午後一時十二分開議

○關谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案、及び在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。稲村隆一君。

○稲村(隆)委員 外務大臣にお尋ねしたいのですが、去る四月の二十四日、ロギノフソ連民間航空相が福永官房長官、三木外務大臣、大橋運輸大臣を訪問して、ソ連は新潟—ハバロフスク間の旅客機のローカル線を開設してもよろしい、こういうことを言っているのですが、それは事実でありますか。

○藤崎政府委員 事実でございませう。

○稲村(隆)委員 それに對していろいろ新聞等に伝えられておりますが、政府のお考えはいかですか、外務大臣のお考えは。

○三木國務大臣 最初からこの路線は話があつたのです。しかし、航空路の設置というのは、首府對首府でやるべきである、これが一応ノーマルな

状態になつてから、ローカル線はやるのであればやるといふ方針でやってきておつたわけですね。そういうことで、従来、この話は前からあつたのですが、取り合つてはいなかつたのです。今度はいよいよ申し出があつたことは御指摘のようでありませうから検討を各省でしようとは思つていませう。しかし、まだモスクワと東京が完全でないのですから、ほんとうの、日本が完全な形で航空路ができたというわけでもない。二年ぐらゐの間はソ連の飛行機でやらなければならぬ。そういうこともともにらみ合せて、今後各省間で検討したいと思つておられます。いまだどうだという結論は、御質問を受けましても、まだ何も申し上げられないだけの検討が済んでいないというのが現状でございます。

○稲村(隆)委員 このローカル線は、日本の国内から非常に方々から希望がありまして、これは運輸省関係ですけれども、現に航空路の許可申請、免許申請が出ています。そういうわけで、向こうとしてはやはり日本の国内にそういう意見があるし、やっても損はない、ソ連のほうでも損はないということ、そういう意思表示をしたと私は思うのです。ただ、それは私は率直に受け取つていいと思つたのです。ところが、いま大臣は検討中だと答えておられますけれども、二十四日、朝日新聞によりますと、牛場外務次官は、この人はいつてもやはり外務次官が言えは日本の外交を代表するものだと思つておられます。モンゴルの代表が来るときに、モンゴルの代表がまだいるときに、モンゴルと国交を回復しても日本に何の利益はないなんというふうなことを言つていませう。普通なら、これは外交儀礼に反する非常識な言ひ方なんです。同じようにやはり二十四日の朝日新聞に出ておる。記者会見で、ローカル線については新潟—ハバロフスクについてはソ連側と話し合う意思はない、こういうことを言つておられるのですが、これは一体外務省と運輸省と話し合つてこういうことになつたのですか。それとも

大臣の指示のもとにこういう意見を發表したのですか。

○三木國務大臣 まだ日本の各省間の検討中ですから、牛場君の言うように、ソ連と話し合いをするような段階ではないのです。この問題は、いま言つたように、ローカル線というものに對しては、まだ本線のほうが完全でないときに、いろいろローカル線をやることはどうかという考えが、政府にあるわけですね。だから、日本の政府内の話し合いというものは、まだこれを詰めなければソ連と交渉という段階ではない。それを、牛場君正直者ですから、だからソ連といま交渉する気持ちはないというの、途中を略しておるのです。そういうことでございます。

○稲村(隆)委員 そういう正直者は全く困るですね、外務次官というものは、非常に重要な責任を持つておられるのですから。これは意思はない、こつて言つておる。そんなこと言う必要はないです。これはとくと検討してみたいと思つておられるけれども、意思はない、こつて言つておる。越権です、あの人はいつても、アメリカに對してはこんなことは言わぬだろうと思つた。実際これはいかにぬと私は思うのです。常識上考えて、いま共同運輸をやつておられるのだから、共同運輸をやつておるも、これと並行してローカル線の開設に對して検討してやつてもかまわないと思つておられるのです。これはいま大臣の言うように矛盾しないと思つたのです。矛盾する理由は何もありません。これは何か障害があるのですか。共同運輸がいわゆる自主運輸になるといふ話もあるのだから、それに対して障害でもあると、こういうのですか。

○三木國務大臣 障害というよりも、これはほかの国でもちよつとそういううわさが出た場合もあるのです。しかし、どうしてもやっぱり航空路というものは、首都對首都の航空路というものが完全になつて、そしてローカル線に手を付けるのが、私は順序だと思つたのです。だから、モスクワと東京との間の完全な運輸ができるようになれば、こういうローカル線というものは十分検討し

てもいいのではないか。それがまだ完全にいかにないのに、ローカル線をいろいろふやすことが、航空政策上どうであるかという考えが日本の政府にあるわけだ。しかし、そういうふうなソ連の申し出もあつたんですから、もう一ぺん各省間で検討してみなければいかぬということで検討をいたしておる段階ですとお答えをしたわけだ。基本にはそういう考えがあるのですよ。

○稲村(隆)委員 どうもしかし大臣は答弁がおじょうずだからあれだけでも、実際そんなことは共同運輸をいまやっているんだから、それがいずれも自主運輸するというのでしよう、完全な状態にするというよりは、それまでローカル線をやらぬほうがよるしい、やるかどうか検討しよう、こういうのでしよう。そんなことは少しも必要はないだろう、日本のために利益になれば、外交上かえってわれわれはいいだらうと思うので、何もソ連がそれによって私は自主運輸をやめるとか、あるいは東京—モスクワ間の運輸にソ連が支障を来たすようなことを、特にそのローカル線をやったからといってそういうことに反対する、それをこわすというふうな事情にはならぬらうと思うのです。そんなことはないらうと思うのです。私は、一応やはりローカル線をやったほうがいいんじゃないか、ちつとも差しつかえないと思うのです。これはおかしいと思うのですよ。

○三木国務大臣 検討をいたす、こういうことを申し上げたので、全然だめだとお答えをしておるわけではないのですが、まあこれは順序としては自主運輸をやり、もっと回数をふやしたらいいですね。これはやはり少ないですからね。そういうメインルートというものをとつかりして、それで枝葉にいくというのが順序じゃないかなという気はしておるわけです。しかし検討はいたします。

○稲村(隆)委員 これは見解の相違でなければ、私は、いまの段階ではやはりローカル線はすぐやめたほうがいいらうと思つたのです。そこでお尋ねいたしますが、二年後には、あな

たもお考えになつていられるように、完全な自主運輸ができるような見通しがあるわけですか。

○三木国務大臣 この間も航空大臣が見えまして、私は、何もシベリア上空を飛んだからといって、人間人工衛星が飛び回つているときに、軍事的秘密もないらう、それでも二年後は自主運輸ができるように、ソ連のほうもそれはやってもらわなきゃ困る。向こうは、何かレーダーとか何か、そういう地上設備というののもやはり飛行機に合わせてやらなきゃならぬので、そういう準備もかかるんだ——私は軍事的な理由に重点があるのかと思つて、いまごろになつてきてそんな秘密も何もないらうと言つたら、いやそういうことよりも、いま言つたような地上設備なんかもいろいろやらなきゃならぬということを書いていました。これはわれわれもそういうことを期待してまして、この間も航空大臣のときにも念を押して言つたわけですよ。これは相手があることですからね。おまえ必ずここで二年後にそういう約束をできるかといつても、相手がありますから、これはここでそのとおりになりますと言えませんが、われわれはもうそういうふうになるものだという期待を持っておるものでございませぬ。

○稲村(隆)委員 私、三年前にソ連に行つたときに、この問題に向かうの当局と話をしたので、それがそれから私の考えたことは、これは実際問題としてなかなか自主運輸はむずかしいと思つたのですよ。実際業務協定を見て、二年後には自主運輸をやるといふような協定は何一つありませんね。ありますか。

○藤崎政府委員 合意議事録に、日本国政府の代表者は、両締約国の指定航空企業がそれぞれの航空機及び乗組員によつて行なわれ、相互の運営の意向をできるだけすみやかに、暫定運輸の開始後約二年以内に実現することを強く希望し、ソビエト連邦政府の代表者はこれを了承した、こういうことがうたわれておるわけでございます。

○稲村(隆)委員 それは、ソビエト連邦の代表者は、日本国政府の代表者の強い希望を了承した、

こういうのです。自主運輸を承知するというようなことは、何も書いてない。外務次官あたりは、これは自主運輸に害があるから、ローカル線はこれのやらぬほうがいいと盛んに新聞なんかにあれおるけれども、これは何も約束してない。いま大臣は言われまされたけれども、私が向こうへ行つて感じたことは、御存じのように、ソ連は、軍の人事権は党が握つていられることははっきりしていますよ。ところが、軍事上の問題になると、軍は他の容喙を絶対に許さないので、これは率直にいつて、日本の昔の軍部と同じなんです。これは向こうの外務省の連中が言つていられるのです。たとえば、福永官房長官が一番よく知つています。

福永官房長官が初めてソ連に飛行機で行くときに、外務省はシベリアを通つていくことをいじやないかと賛成した。ところが、軍が強硬に反対して、シベリア上空を通らないうで、カラチか何かを通つてソ連に入つたのでしよう。だから、あなたの言つた通り、いまの時代に、人工衛星もできていられるから、秘密なんかあつたらうはずはないのだが、ソ連の軍部というものは非常にがんこなんです。それで、外国の飛行機がウラル地帯の軍事機密のあるところを通ることに絶対に反対して

いる。これは周知の事実です。日本の新聞記者に聞いてごらんさい。向こうにいる新聞記者は、よく知つています。そういう状態ですから、自主運輸というものは簡単にいくものじゃない。かりに自主運輸の過程に——われわれはあくまでもこれはがんばらなければいかぬ。強硬にがんばるの

は当然ですよ。しかし、同時に向こうの国内事情も考えなければ、外交にならぬ。しかし、だからといって新潟とハバロフスクの間のローカル線は、自主運輸には何ら害はないと思つたのです。それほどがんばるの、一つの観念論だと思つたのです。そういう点で、まじめに外務省も考えてもらいたい。この間、稲葉議員が予算委員会の分科会で大橋運輸大臣に質問しておりますが、ちよつと外務省と違つた考え方を持っております。柔軟な考えを持つておる。外務省はこういうふう

に盛んに

反対するが、それはどういふわけか、どこに原因があるか。これは日航の連中が反対しているのです。大体国家予算をもらつて、公の金で仕事をしている日航あたりが、いろいろなことでも自分で発言をして、外務省や運輸省を引きずるといふことは、もつてのほかです。それは政府が指導すべきものです。これはぜひいふ前から日航が反対しているのは、明瞭な事実です。まだ共同運輸ができない前に、ハバロフスク—新潟の問題がしばしば問題になつたときに、日航が反対しておりました。それに外務省が引きずられていられるというの、現状なんです。そういう点は間違いないでしよう。三木さんは御存じだと思つたのです。

〔委員長退席、細田委員長代理着席〕

○三木国務大臣 稲村さんに申し上げておきたいのは、一日航に外務省が引っぱられる、そんなことはありません。日航はそんな大きな存在ではないです。それは絶対にない。それはいろいろ全体の航空政策の上から、運輸省ともそういう運輸省が柔軟性のある考え方を持っておるとするならば、われわれと協議する場合でも、各省間で話し合ひのですから、いろいろ話が出てくるでしょうが、そういうふうな日航ということではないのです。また、自主運輸ができぬではないか、こう言われますが、(稲村(隆)委員)「できぬじゃない、なかなかむずかしいというのだ」と呼ぶ)「むずかしいと言われますが、それはソ連は約束はしてないですよ。しかし、日本の強い希望を了承したということは、何か手がかりになることは事実ですよ。だから、稲村さんも一緒に、こいつを手がかりにして、やはりあれを完全な運輸にしたい、もっと回数もふやしたらいいと思つたのです。これは一番欧州への近道ですから、そういうことで、約束ではないけれども、これは外交交渉の大きな手がかりにして、こつちからやいやい言つて、そういうふうなことを実現するように努力すれば、不可能だとは言えぬですから、努力をいたして考えております。

○稲村(隆)委員 私は、むずかしいが、絶対に不

可能とは言えぬけれども——あるいは言えるかも知れぬです。ローカル線をやっただけでちっとも差しつかえないじゃないですか。差しつかえるのはおかしいので、これは日航の反対がありませんよ。私は、当時日航に行つたのですけれども、もうしたら課長みたいなのが、国家百年の大計で絶対反対だと言う。外務省へ行つたら同じことを言っている。当時の日記を持ってこないからわからぬけれども、同じことを言っている。国家百年の大計という立場から反対だなんて、まるで矛盾しているのです。そんなことを一企業会社の課長が言っているのは、これは実際上日航は反対なんです。これはローカル線は自分がやれないから、こういう考えなんです。日航にやらしたらいいじゃないですか。日航はローカル線をやるでしょう。やれませんか。これは条約局長に聞きませう。

○藤崎政府委員 日航がどうかという事は、私は全然存じません。それから先ほどお話がありました。運輸省等が前向きで、外務省が消極的だということもありません。両方で検討中でございます。

○稲村(隆)委員 私は、日航はやはりいろいろ国際的な航空協定に入っているのですから、だから日航がローカル線をやるかどうかということ。私が聞いているのは、法律的にやれないのですかということ。私どもが承知している限りでは、そういう制約を受けているということはないと存じます。

○稲村(隆)委員 制約はないのですか。
○藤崎政府委員 私どもは承知いたしておりません。

○稲村(隆)委員 それなら、これはあなた方いろいろ言うけれども、これは日航が非常に敏感で、ローカル線に対しては日航は終始一貫反対しているのだ。そんなことは知らぬとか何とか言うけれども、日航にやらしたらいいのです。国際協定に入っていて不可能なら、日航に別会社をつくつ

てやらしたらいい。この問題は片づくのです。いろいろ政治的な動きがあるのだから……。それから私はさらに申し上げたいのは、最初高橋達之助さんが生きていたとき、あの当時は直行線はだめだった。それは大臣も御存じでしょう。そこで高橋さんがいろいろ民間使節で交渉したのです。これは高橋さんに直接聞いています。初めソ連が一つから一つ三まで、高橋さんが生きていたときに譲つていく。それが一つ五に譲つていく。つまりこつちが五往復やれば向こうは一往復でいい。これをやらなければ日本のために損じゃないか。そのときはソ連はまだ東京—モスクワの直航線をやる意思はなかったから、それからそれまで譲歩したのかもしれないけれども、それで譲歩してやったわけなんです。いまでもこれは生きていっていると思うのです。そこで私は、日本の利益からいって、いまの共同運輸は、直接ローカル線をやれば客は減りますよ。それはそれでいいでしょう。運賃を見てもらいなさい。ソ連は国際的な協定に入っていないから、非常に安いわけなんです。いま日航がチャーターでやっているのは、一等でもって三十一万五千円かかる。それから二等でもって十九万三千九百円しかかからない。ところがローカル線を利用すると、新潟だったか東京だったか忘れたが、東京だと思つて、東京からハバロフスクに寄つて、さらにハバロフスクに降りてモスクワに行こうと思えば、七万円で済むのです。そうすれば、利用客が非常に多くなるわけなんです。これは私は採算がとれるかどうかわからぬが、採算はとれると思つて。そうすれば、外国人だつてみなこのローカル線を利用しますよ。そうすれば、こつちの直航線のほうはお客は減るからなかなかあれだけれども、どうせ赤字なんだから、国の金でやっていると、そういう点はローカル線を日航にやらせればいいのです。そうすれば問題は片づく。それはこういうふうな経済的な利益もあるし、しかも裏日本というものは表日本と格差があるのだから……。そうすれば、安いからヨーロッパへ行く者もどんどん利

用するから、お客さんはふえるし、一方直航線は赤字でも、一方は黒字になるかも知れぬ。しかし、ふえるから、裏日本が表日本になるのです。特に今度貿易問題、漁業問題でいろいろ裏日本との関係が密着であるときに、それは非常に日本とつかい合ひのおかしいのだ。こんなことは、外務省の人たちはだれでも知っていますよ。三木さんだつて知っていますよ。どう思ふのですよ。こういう点はどうですか。こういう点をやらないといふことは実際おかしいのだ。日本の利益になつて、しかも裏日本が繁栄をする。私は、自主運輸などは、ローカル線を許したつて、将来の自主運輸に何にも障害になるようなことはないだろうと思つている。この点どうお考えですか。

○三木国務大臣 これはいま言ったように、各省間で検討しようと思つておる問題でございますから、稲村さんが非常に御熱心にこれを開設せよという御希望のあったことも頭に体しまして、今後各省間で検討をいたすことにいたします。

○稲村(隆)委員 そういうことは、もう検討も何もないのです。わかつておるはずですよ。そんなことがあなた、おわかりにならぬはずはないのですよ。やる気がないので。いろいろな問題でやる気がないので、そんなことを言う。牛場外務次官がああいうきつい発言をして、協議に入る意思が全然ないと言つたが、これは実際上やる気がないので。そんなことはわかつておるのだから、これから検討してみようというのがねえんだ。やる気がないんじゃないですか。ほんとうにやる気があるのですか。利益があるのだから、前向きにやたらいいでしょう。私の言っていることは間違いないでしょう。三十一万五千円もかかるのを七万円でやれるのだ。しかもそれをやらぬという手はないでしょう。一つ五で、しかもソ連はこれをここでひっこめるといふようなことはあり得るのですか。そんなばかなことはないじゃないですか。

○三木国務大臣 これはこういう点もあるのです。枝葉のほうが非常に盛んになって、メインルートが——東京—モスクワというのが、メインルートですからね。これは枝葉のほうで、こちらのほうから行くようになって、メインルートというものに非常に大きな影響を及ぼすということも、航空政策上いろいろ考える点があるのですよ。そういうことで、これはいま裏日本の人にみればなると、国全体としてはいろいろ考えなければならぬ点もございまして、ここでのいろいろ御熱心な御質問を受けても、いたしますという答弁は、きょうのところはできないのですよ。今後、これは御熱心な御要望のあったことも頭にいられて、この問題は外務省だけの一存にもまいりませんから、各省間で検討させていただくことにいたします。

ね。枝葉のほうが非常に盛んになって、メインルートが——東京—モスクワというのが、メインルートですからね。これは枝葉のほうで、こちらのほうから行くようになって、メインルートというものに非常に大きな影響を及ぼすということも、航空政策上いろいろ考える点があるのですよ。そういうことで、これはいま裏日本の人にみればなると、国全体としてはいろいろ考えなければならぬ点もございまして、ここでのいろいろ御熱心な御質問を受けても、いたしますという答弁は、きょうのところはできないのですよ。今後、これは御熱心な御要望のあったことも頭にいられて、この問題は外務省だけの一存にもまいりませんから、各省間で検討させていただくことにいたします。

○稲村(隆)委員 三木さんは非常に答弁がうまいですから、われわれ質問はきわめてへたなもので、つかみどころがないのですが、しかし日本の利益になるんですよ。日本の国の利益になるのです。明瞭です。裏日本が栄えるし、それからハバロフスクに用事がある人は實際多いのです。だから、こつちのほうのモスクワに直航する人は、役人であるとか損得を言わない人とか、一日も早くモスクワに行かなければならぬとか、あるいはヨーロッパへ行かなければならぬとか、あるいはヨーロッパへ行かなければならぬとか、そういう人が利用するでしょう。しかし、商売人とかそういうものは、これは何たつてハバロフスクに寄らなければいかぬですよ。モスクワまで行ってハバロフスクに戻ると、これは国の利益になるかと思つて、検討も何もする必要はないだろうと思つて。そんなことを、ぼくはどうもあなたに言ひたいのだけれども、日航の反対か、あるいは何か政治的な圧力か、外交上何かある。あなたの御答弁はうまいこと、何か奥歯にものをさすようなことを言つておる。はっきりものを言ひなさいよ。そんなことははっきりわかるじゃないですか。

○三木國務大臣 私が稲村さんに申し上げておきたいのは、だれも圧力はないのですよ。モスクワ—東京間航空路ができていますから、ローカル線をつくることに圧力があるわけはないし、また日航といったって、そんな力はありませんよ。日本政府を動かすような力はないので、ただし航空政策上の配慮ということでしょうね。

それだけのことで、だからこれは外務省だけの一存にもいかな。運輸省のいろいろな意見も聞かなければならぬし、そういうことで相談をしたいと思いますよ。だから、永久にローカル線はいかぬというわけではないのです。結局は時期というものでしょうね。そういうことで、やはりこれは言いがれのための検討——よく検討検討と政府は言いますけれども、この場合は言いがればかりではない。やはり将来、ソ連に限らず、いろいろそういうふうなことも起こってくると思いますよ。だから、こういうローカル線の開設というものを航空政策上国益に照らしてどう考えるかということは、やはり初めてのケースですから、だからそういう点で十分検討をいたします。言いがれの弁にあらざりということをつけ加えておきます。

○稲村(隆)委員 それでは、向こうから言っているのだから、向こうのほうをやりましようと言わさ言っているのですから、ほんとうに早急に検討しますか、そのうちに、そのうちに早急に言わないで。

○三木國務大臣 これは必ずしも検討の結果イエスだということではないかもしれませんが、早急に検討をいたします。

○稲村(隆)委員 二年後にもしソ連が自主運営を承知しなかったら、あの業務協定はどうするつもりですか。承知しないかもしれませんが、その場合はどうします。

○三木國務大臣 私、あまり国際関係を仮定を置いて考えると、混乱が起ると思うのですよ。こうしなかつたらどうする、そういうふうな仮定をいろいろあまり考えておると、かえって何か物事の

の混乱が起りますから、合意議事録をたててとってひとつやろうじやないかということ、極力自主運営をやるように努力をしないと、国会の質疑でもうあきらめて、できぬ場合にはどうだという議論があるという事は、外交交渉の上においても迫力を欠きますから、仮定の御質問はごめんを願います。

○稲村(隆)委員 それはこの前——ぼくはきょう資料を持ってこないで、はなはだここの手落ちだけれども、これは私のところにあるのですよ。この前、外務省のだけれど、二年後に自主運営ができなければ協定を破棄すると言っているのです。実はきょう資料を持ってくるのを忘れてしまったので、あとで持ってくるが、だれだか、これは言っているのだ。そういう大胆なことを言っているのです。それで私がお尋ねしたので、あなたはその言われぬと思うけれども、それだからお尋ねしたので。そういうことはないですか、だれか言ったはずですが、あとで資料を持てきます。そういうことはありませんか。絶対にないですね。

○藤崎政府委員 私は、そういう答弁をした記憶はございません。

○稲村(隆)委員 それではまたあとで調べてなにします。

私はもつといろいろお聞きしたいことがあるけれども、このくらいにしてやめますけれども、最後に、私これも三木先生にお聞きしてもなかなかはっきりした答弁を得られないと思うけれども、モンゴルの問題ですが、これはこの前お尋ねしておるけれども、モンゴルのほうでは一日も早く国交を回復したい、樹立をしたいと言っている。それを牛場外務次官が、モンゴル代表がいるのに、国交を回復しても日本に何の利益もないなんて言っているのです。あなたにお聞きしたら、いや検討中だ、こう言っているのです。これは検討する必要があるですか。向こうがしたいと言っているのだ。国連に入るとき日本は拍手を贈って承認

しているのだから、それを国交を樹立するのにこれから検討するなんというのには、どういうことですか。これは向こうから言ってきた。この間モンゴルの連中が来て、あす全部帰りますが、野党的に、何とかしてくれないか、政府のほうに話してくれないかといったところで、あなたにお聞きすれば、何だかつかみどころのない御答弁なんです。これはやたらいいじやないですか。やらぬ理由は何かないんじやないですか。国の利益がないという、どういふように利益がないのですか。おやりにならぬのは、国民政府とのいろいろな関係ですか。検討なんというものじやないです。検討の余地はありませんよ、もう認めているんだから、事実上承認しているんだから。この点いかがですか。

○三木國務大臣 まあ私はこれは接触を続けていって、話し合い——賠償の問題もございまして。こういう問題ももう少し話を詰めて、モンゴルの問題というものは、今後とも出先で接触を続けていこうと思っております。

【細田委員長代理退席、委員長着席】それは国連のときに日本は賛成をしたわけですから、まあ実際からいえば国連加盟で賛成したのだから、事実上の承認を与えたようなものですか、そういうことで、このモンゴルの問題というものを非常に否定的に私は考えてないのですよ。今後やはり接触を続けて話すべきことは話し合いをして、そして今後この問題というものを何か処理できる方法はないかということも十分考えたかと思っております。ただ、いまのところはまだすぐに承認ということの段階にまでは——承認というか、国交、外交関係の樹立というところまでは、まだ段階にいきませんが、この問題は、やはりいろいろ接触を通じて考えてみたいと思っております。お尋ねいたします。

○稲村(隆)委員 賠償の問題は、具体的に話し合いをしたことがありますか。外務省のどなたかにかよつとお尋ねしたいと思っております。

○藤崎政府委員 賠償問題の内容にわたって話し

たことはございません。

○稲村(隆)委員 私は、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツェデンバル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言ったら、絶対に無条件だと、何度もそう言うのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、賠償を問題にしないという意味に私はとったのです。というのは、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、私はそのことについては出さうなものであるから、私はそのこととは聞かされたけれども、どうも賠償をとるといふふうな考えはないのじやないか。借款とかなんかは言うかも知れぬ、あそこは人口は少ないが、資源は非常に豊富で、開発されていないのだから、私は、話のしかたによつては、賠償なんというものは要求しないのじやないか。ところが、外務省のある人が、賠償の話をして、賠償のこととはあとの問題だとか、賠償を要求するらしいなんてだれかが話したように思っているが、私はそう感じないのです。ツェデンバル氏と会ったときは、これは賠償は要求しないと思っております。それから、利益があるかどうかを検討中だということ、なことをいいますけれども、利益がなければ、イギリスやフランスがあそこへ大使を置いておきませんよ。貿易上の利益はあまりないでしょう、人口が少ないですから。人口は何百万しかないのに、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんです。そういうわけで、直接経済上の利益はないと私は思う。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思っております。いろいろな政治的の利益はありますよ。あそこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろの政治上的利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこを大使を置いておるのです。各国とも大使を置いておるのです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが——向こうはやりたがっているのだから、向こうは好意を持っていてのだから、ソ連の人よりも日本人に

たことには、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツェデンバル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言ったら、絶対に無条件だと、何度もそう言うのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、賠償を問題にしないという意味に私はとったのです。というのは、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、私はそのことについては出さうなものであるから、私はそのこととは聞かされたけれども、どうも賠償をとるといふふうな考えはないのじやないか。借款とかなんかは言うかも知れぬ、あそこは人口は少ないが、資源は非常に豊富で、開発されていないのだから、私は、話のしかたによつては、賠償なんというものは要求しないのじやないか。ところが、外務省のある人が、賠償の話をして、賠償のこととはあとの問題だとか、賠償を要求するらしいなんてだれかが話したように思っているが、私はそう感じないのです。ツェデンバル氏と会ったときは、これは賠償は要求しないと思っております。それから、利益があるかどうかを検討中だということ、なことをいいますけれども、利益がなければ、イギリスやフランスがあそこへ大使を置いておきませんよ。貿易上の利益はあまりないでしょう、人口が少ないですから。人口は何百万しかないのに、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんです。そういうわけで、直接経済上の利益はないと私は思う。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思っております。いろいろな政治的の利益はありますよ。あそこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろの政治上的利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこを大使を置いておるのです。各国とも大使を置いておるのです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが——向こうはやりたがっているのだから、向こうは好意を持っていてのだから、ソ連の人よりも日本人に

たことには、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツェデンバル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言ったら、絶対に無条件だと、何度もそう言うのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、賠償を問題にしないという意味に私はとったのです。というのは、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、私はそのことについては出さうなものであるから、私はそのこととは聞かされたけれども、どうも賠償をとるといふふうな考えはないのじやないか。借款とかなんかは言うかも知れぬ、あそこは人口は少ないが、資源は非常に豊富で、開発されていないのだから、私は、話のしかたによつては、賠償なんというものは要求しないのじやないか。ところが、外務省のある人が、賠償の話をして、賠償のこととはあとの問題だとか、賠償を要求するらしいなんてだれかが話したように思っているが、私はそう感じないのです。ツェデンバル氏と会ったときは、これは賠償は要求しないと思っております。それから、利益があるかどうかを検討中だということ、なことをいいますけれども、利益がなければ、イギリスやフランスがあそこへ大使を置いておきませんよ。貿易上の利益はあまりないでしょう、人口が少ないですから。人口は何百万しかないのに、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんです。そういうわけで、直接経済上の利益はないと私は思う。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思っております。いろいろな政治的の利益はありますよ。あそこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろの政治上的利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこを大使を置いておるのです。各国とも大使を置いておるのです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが——向こうはやりたがっているのだから、向こうは好意を持っていてのだから、ソ連の人よりも日本人に

たことには、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツェデンバル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言ったら、絶対に無条件だと、何度もそう言うのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、賠償を問題にしないという意味に私はとったのです。というのは、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、私はそのことについては出さうなものであるから、私はそのこととは聞かされたけれども、どうも賠償をとるといふふうな考えはないのじやないか。借款とかなんかは言うかも知れぬ、あそこは人口は少ないが、資源は非常に豊富で、開発されていないのだから、私は、話のしかたによつては、賠償なんというものは要求しないのじやないか。ところが、外務省のある人が、賠償の話をして、賠償のこととはあとの問題だとか、賠償を要求するらしいなんてだれかが話したように思っているが、私はそう感じないのです。ツェデンバル氏と会ったときは、これは賠償は要求しないと思っております。それから、利益があるかどうかを検討中だということ、なことをいいますけれども、利益がなければ、イギリスやフランスがあそこへ大使を置いておきませんよ。貿易上の利益はあまりないでしょう、人口が少ないですから。人口は何百万しかないのに、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんです。そういうわけで、直接経済上の利益はないと私は思う。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思っております。いろいろな政治的の利益はありますよ。あそこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろの政治上的利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこを大使を置いておるのです。各国とも大使を置いておるのです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが——向こうはやりたがっているのだから、向こうは好意を持っていてのだから、ソ連の人よりも日本人に

たことには、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツェデンバル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言ったら、絶対に無条件だと、何度もそう言うのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、賠償を問題にしないという意味に私はとったのです。というのは、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、私はそのことについては出さうなものであるから、私はそのこととは聞かされたけれども、どうも賠償をとるといふふうな考えはないのじやないか。借款とかなんかは言うかも知れぬ、あそこは人口は少ないが、資源は非常に豊富で、開発されていないのだから、私は、話のしかたによつては、賠償なんというものは要求しないのじやないか。ところが、外務省のある人が、賠償の話をして、賠償のこととはあとの問題だとか、賠償を要求するらしいなんてだれかが話したように思っているが、私はそう感じないのです。ツェデンバル氏と会ったときは、これは賠償は要求しないと思っております。それから、利益があるかどうかを検討中だということ、なことをいいますけれども、利益がなければ、イギリスやフランスがあそこへ大使を置いておきませんよ。貿易上の利益はあまりないでしょう、人口が少ないですから。人口は何百万しかないのに、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんです。そういうわけで、直接経済上の利益はないと私は思う。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思っております。いろいろな政治的の利益はありますよ。あそこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろの政治上的利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこを大使を置いておるのです。各国とも大使を置いておるのです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが——向こうはやりたがっているのだから、向こうは好意を持っていてのだから、ソ連の人よりも日本人に

たことには、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツェデンバル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言ったら、絶対に無条件だと、何度もそう言うのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、賠償を問題にしないという意味に私はとったのです。というのは、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、賠償を要求しますか、要求しませんかということ、私はそのことについては出さうなものであるから、私はそのこととは聞かされたけれども、どうも賠償をとるといふふうな考えはないのじやないか。借款とかなんかは言うかも知れぬ、あそこは人口は少ないが、資源は非常に豊富で、開発されていないのだから、私は、話のしかたによつては、賠償なんというものは要求しないのじやないか。ところが、外務省のある人が、賠償の話をして、賠償のこととはあとの問題だとか、賠償を要求するらしいなんてだれかが話したように思っているが、私はそう感じないのです。ツェデンバル氏と会ったときは、これは賠償は要求しないと思っております。それから、利益があるかどうかを検討中だということ、なことをいいますけれども、利益がなければ、イギリスやフランスがあそこへ大使を置いておきませんよ。貿易上の利益はあまりないでしょう、人口が少ないですから。人口は何百万しかないのに、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんです。そういうわけで、直接経済上の利益はないと私は思う。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思っております。いろいろな政治的の利益はありますよ。あそこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろの政治上的利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこを大使を置いておるのです。各国とも大使を置いておるのです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが——向こうはやりたがっているのだから、向こうは好意を持っていてのだから、ソ連の人よりも日本人に

好意を持っていると言っていましたよ、パオへ行つたところが。ソ連人よりもほど日本人のほうに親近感があると言っているのです。同じ顔をしてゐる、同じ蒙古民族の血が入っていることを知っている。そういうわけだから、そういうところと直接経済上の利益がないからいまやる必要はないということ、これは間違っています。政治上のいろいろな利益があります。それだから、西欧諸国でも大使を送っているのですよ。そういう点、十分、大臣、検討してくださいよ。早急に国交回復したらいいんじゃないですか。早くは、何でもちゅうちょするか、非常に怪しく思う。その点いかがでしょうか。

○三木国務大臣 稲村さんの御意見は、貴重な御意見だと思います。十分われわれも、国連において日本は加盟に賛成したので、はやももうすでにこういうところに一歩前進しておる、事実上の承認といつてもいいかもしれませぬ、こういう関係がありますから、いまはお述べになりまして稲村さんの一つの御見解というものは、非常に貴重なものがある。われわれとしても、十分この問題は検討したいと思ひます。

○稲村(隆)委員 ほめられてもしかたがないのですよ、あなたのほうから早くやると言っていただけではないと。貴重な私の意見を参考に——しませんよ、たいして。だから、やはりぼくは、あなたが前向きにやると言われる——やらない理由は、何もないのですから。それは、国民政府の反対か何かでちゅうちょしているのじゃないですか。国民政府は、一体モンゴルの宗主権を要求する権利が国際法上ありますか。どうですか、条約局長さん、何もないでしょう。

○藤崎政府委員 中華民國は一九五一年でございまして、か、モンゴル人民共和国を承認いたしましたのであります。その後五三年にこれを取り消すということとを声明したのでございますが、やはり承認というものは取り消し得ざるもの、客観的事態が変われば別でございませうけれども、そういうことに一般国際法上はなっております。

○稲村(隆)委員 だから、歴史的にも、事実からいつても、国際法からいつても、宗主権を主張するなんというあれは全然ないので、第一、モンゴル革命というのは、国民政府の革命より先なんだから、しかも御存じのように、一たんヤルタ会談のときに、モンゴル人民共和国を承認すると第一にあるのですから、それを国民政府は認めているのだから。それをいま宗主権を要求するな、んというところは、荒唐無稽なんです。そういう点を主張して、新聞によると、外務省にモンゴルと国交回復に反対の申し入れをしたということをはつきりいつているじゃないですか。新聞に書いています。新聞はそううそを書きませぬよ。それから牛場次官のごときは、四月十七日、わざわざ国民政府の日本駐在の大使に対して、モンゴルと国交回復する意思はないということを通告している、それも新聞に出ているのですよ。そんな外務次官がありますか。外務省の責任ですよ。とんでもない話だ。それは陰で言うことは、これはまあ私はこれこれ言うわけじゃないのだ、わからぬように言うのは、モンゴルの外務大臣が帰らぬでいるときに、あんなことを言う外務省がどこにあるんですか。外交も何も知らないじゃないか、そんなことでは。だから、私は牛場外務次官をやめさせろというのだ。国交回復をしないと言ふような、そんな無責任な外務次官はない。冗談じゃない。正直だとあなたは言うけれども、ああいう無軌道な外務次官はやめさせたいのですよ。田中政務次官がおるのだから、何もあんな事務次官に外交上の重要な問題を発言させる必要はないのだ。三木大臣の監督は不行き届きですよ。どうですか、その点は、大臣、どうお考えになりますか。

○三木国務大臣 牛場君もあとで私にもいろいろ弁明しておりますが、いまのところ、ということが新聞記事に落ちておつたのです。そうですよ、稲村さん、ほんとうにそうなんです。いまのところ、というのが新聞には落ちた。彼のコメントは、いまのところ、こういうことであつた。

また、国民政府に通告するという性質のものではないのです。ね、通告というよりなことはないわけですから。そういう点で牛場君が、まあ現在のところはこれはいろいろまだ多少接触しなければならいから、いまの時点ではということ、正直に言つたでしょうが、牛場君は私の大事な片腕でもあり、田中君と両相まって助けてもらわなければ困るわけでありませうから、どうぞ罷免せよなどおっしゃらずにお願いをいたします。

○稲村(隆)委員 どうもああいうふうな軽率な外務事務次官は困るですよ。国民政府に何で通告する必要があるか。それを新聞に何で出す必要があるのですか。黙って通告するなら、われわれは知らぬでおるから、それまでほじくるというわけはないです。外交上の機密があるから。それを何で新聞に出すなんということをやるのですか。これもいろいろ言ひのがれするだらうと思ひけれども……。

○三木国務大臣 通告なんかする義務は何もないわけですから——何か大使などがいろいろ情報を聞きに来るのですよ。そういうときにいろいろ日本の政府の考え方を述べる場合もあつて、そういうことは間々あるのですよ。しかし、通告というやうな性質のものでは、おそらくないと考えております。そういうことで、稲村さんの御意見は、これを前向きに検討せよと、こういうことでございませうから、われわれもこの問題は前向きに検討をいたしたいと思ひます。

○稲村(隆)委員 終わります。

○關谷委員長 次会は明十二日午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十九分散会

内閣委員會議録第二号中正誤
へ段行 誤
三三三 商般高専 商般高専 正
三二二 まありにも まありにも